

令和 6（2024）年度第 2 回みよし市環境審議会 次第

日時 令和 7（2025）年 3 月 1 7 日（月）
午後 2 時から午後 3 時まで
場所 市役所庁舎 3 階 研修室 4、5

1 挨拶

- (1) みよし市市民経済部部長
- (2) みよし市環境審議会会長

2 議事

「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」の策定について（報告）

3 その他事項

- (1) ごみ持ち去りに対する対応について
- (2) 尾三衛生組合の新施設整備状況について

次回環境審議会開催予定
令和 7（2025）年夏頃

タイムスケジュール等

項目	詳細等	時間
1 あいさつ	部長あいさつ、会長あいさつ	14:00～14:10
2 議事	「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」の策定についての概要説明及び事前質問、追加質問等について回答	14:10～14:40
3 報告事項	ごみ持ち去りに対する対応について及び尾三衛生組合の新施設整備状況についての報告	14:40～14:55
4 その他	次回日程案内その他連絡事項	14:55～15:00



みよし市ゼロカーボンシティ推進計画

< 概要版 >

令和 7(2025)年度～令和 12(2030)年度

令和 7(2025)年 3 月

み よ し 市

第1章 計画策定にあたって

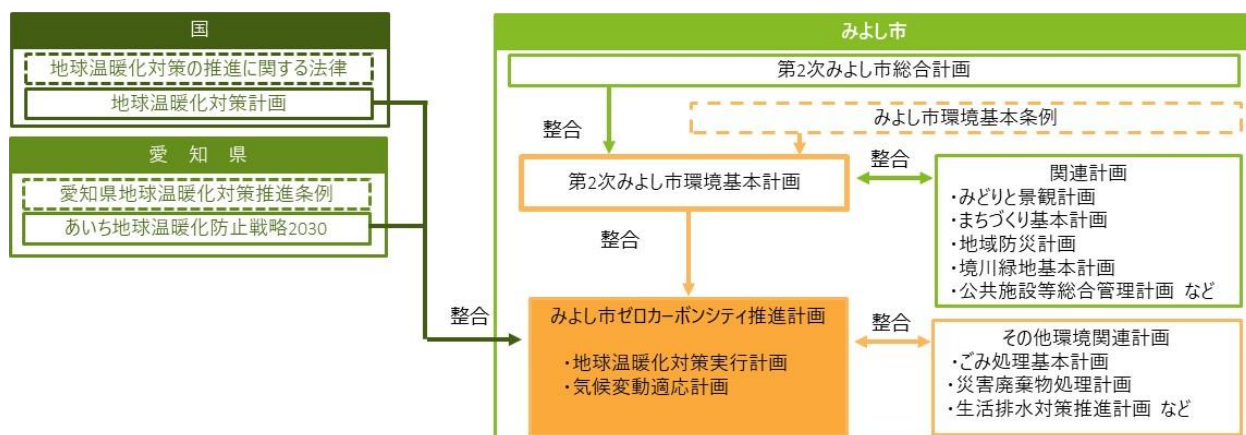
◆ ゼロカーボンシティ推進計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、市域全体から排出される温室効果ガスの排出抑制（区域施策編）および市の事務事業に起因する温室効果ガスの排出抑制（事務事業編）の実行に加え、「気候変動適応法」の規定に基づき、将来予測される気候変動のもとで被害の防止・軽減を図る気候変動への取組を推進するために、市民・事業者・市（行政）の各主体の役割を明確にし、地球温暖化対策に関する施策や取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

さらに、本計画に基づくゼロカーボン化を推進することで、まちの魅力度向上を図っていきます。

◆ ゼロカーボンシティ推進計画の役割

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」、県の「あいち地球温暖化防止戦略2030」および「第2次みよし市環境基本計画」をはじめとする地球温暖化対策に関連する上位関連計画との整合を図り、本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけています。



◆ 計画期間

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」の中間目標および本計画の上位計画である「第2次みよし市環境基本計画」の計画期間を踏まえ、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までを前期計画期間（4年）、令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までを後期計画期間（6年）とした10年間を計画期間とします。

なお、計画内容は社会情勢に合わせて、適宜見直します。

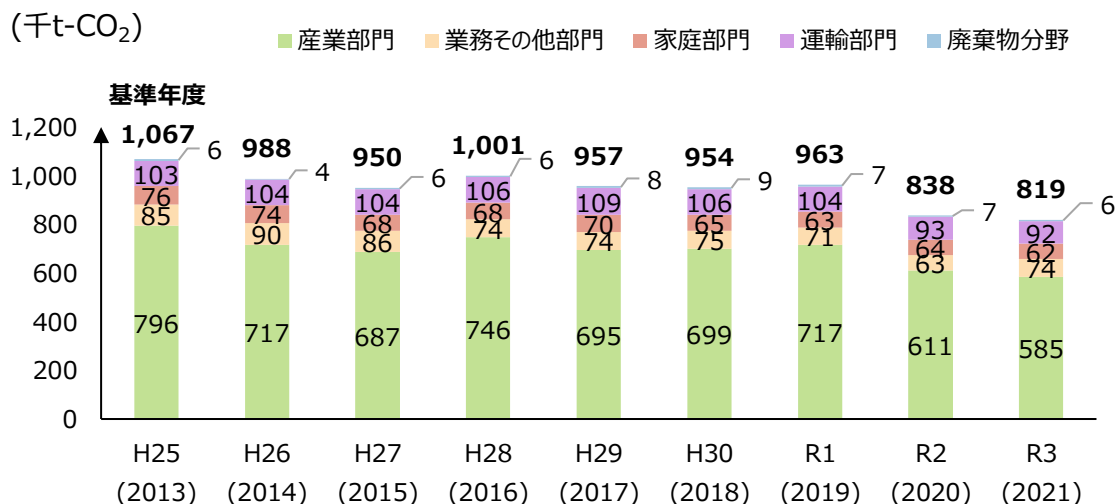
年度	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030
地球温暖化対策計画（国）	H28～R12 まで										
第2次みよし市 環境基本計画	前期（5年）					中間 見直し	後期（5年）				
地球温暖化対策 実行計画	前期（4年）				中間 見直し	後期（6年）					

第2章 温室効果ガス（CO₂）の排出状況（区域施策編）

◆ 温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

本市における令和3（2021）年度時点の温室効果ガス（CO₂）の排出量は全体で 819 千 t-CO₂ であり、平成 25（2013）年度比で△23%と減少傾向にあります。

本市から排出される温室効果ガス（CO₂）は 70%以上が産業部門からの排出であり、全国や愛知県全体に比べても、産業部門からの排出の占める割合が大きくなっています。



第3章 温室効果ガス（CO₂）の排出状況（事務事業編）

◆ 事務事業編の対象範囲

事務事業編では、本市が行う全ての事務事業（主に公共施設におけるエネルギーの利用や公用車の使用など）に起因して排出される全ての温室効果ガス（CO₂）排出を対象とします。

◆ 温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

本市が実施している事務事業から排出されている温室効果ガス（CO₂）は、令和5（2023）年度現在、4,543t-CO₂であり、削減の基準年度となる平成25（2013）年度の排出量は、5,983t-CO₂となっています。

平成25（2013）年度からは公共施設の新設や市内の小中学校の空調機器導入などに伴い、温室効果ガス（CO₂）排出量が増加傾向にありましたが、令和5（2023）年度に電力契約を変更し、再生可能エネルギーを含む排出係数が小さい電力を活用することで、基準年度と比較して24%の温室効果ガス（CO₂）を削減しました。

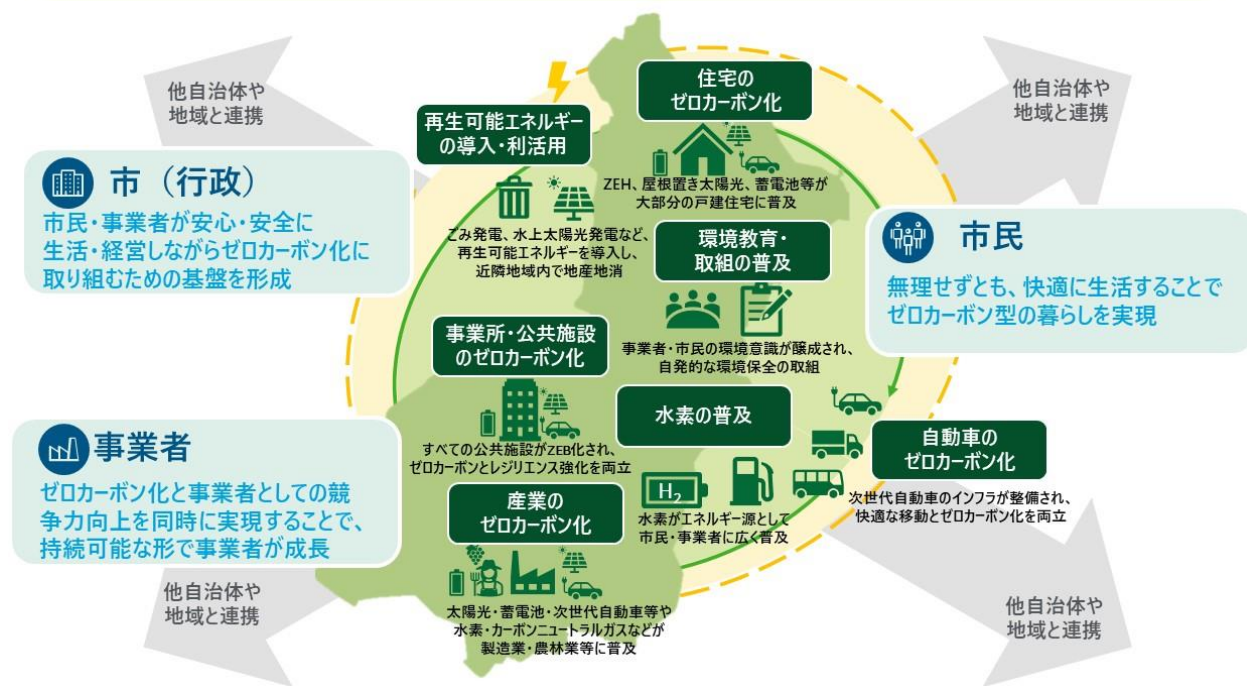


第4章 計画の目標と施策展開（区域施策編・事務事業編）

◆ 本計画が目指すまちの姿

本計画は、「第2次みよし市総合計画」および本市の人口動態や産業構造などの地域特性を踏まえ、「豊かな住環境と産業が調和した環境にやさしいまち」を目指します。

本市の人口動態や産業構造などの地域特性を踏まえ、
「豊かな住環境と産業が調和した環境にやさしいまち」を目指します

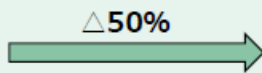


◆ 区域施策編および事務事業編における温室効果ガス（CO₂）削減目標

【区域施策編における削減目標】

令和 32(2050)年までのゼロカーボンシティ実現を見据えて
市域全体の温室効果ガス（CO₂）排出量を
令和 12(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で 50%以上の削減

平成 25(2013)年度
1,067 千 t-CO₂

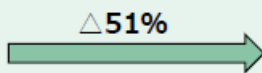


令和 12(2030)年度
533 千 t-CO₂ 以下

【事務事業編における削減目標】

令和 32(2050)年までのゼロカーボンシティ実現を見据えて
市の事務事業に起因する温室効果ガス（CO₂）排出量を
令和 12(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で 51%以上の削減

平成 25(2013)年度
5,983t-CO₂



令和 12(2030)年度
2,932t-CO₂ 以下

第4章 計画の目標と施策展開（区域施策編・事務事業編）

<区域施策編>

本市の特性を踏まえ、ゼロカーボンシティ実現に向けた実行性のある取組を行うことを目的に、次のとおり「3つの柱」を主軸として「7つの施策」を推進します。

【3つの柱】

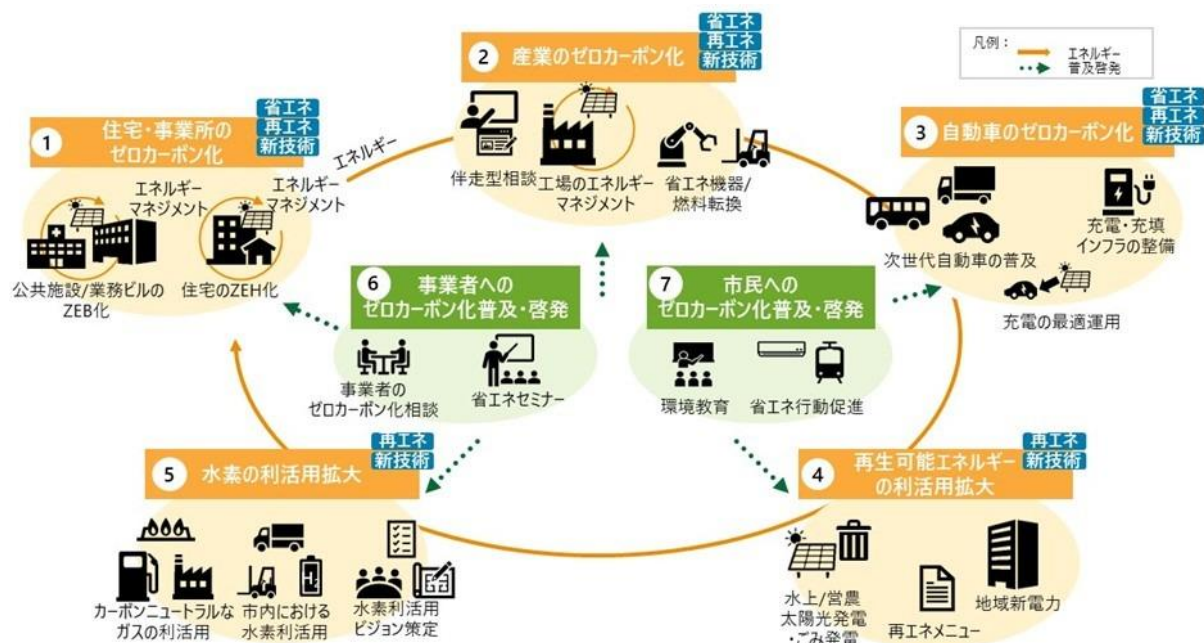
柱	内容
① 省エネ	節電などの行動変容や、省エネ設備の積極的な導入などの「省エネ行動」を推進します。
② 再エネ	太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入を促進させ、創出されたエネルギーを市内で消費する「再生可能エネルギーの地産地消」を推進します。
③ 新技術	「省エネ」や「再エネ」を飛躍的に向上させる技術や、化石燃料の代替燃料となる水素などを利活用する技術の導入など、「新技術の積極的な利活用」を推進します。

【7つの施策】

施策	内容
① 住宅・事業所のゼロカーボン化	新築や既存建物の ZEH 化・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を推進し、エネルギーの自給自足が可能な省エネ・再エネの建物の割合を増やします。
② 産業のゼロカーボン化	事業者ごとに異なる脱炭素取組の状況に応じた伴走型の相談支援を実施するとともに、工場のエネルギーマネジメントや省エネ機器・燃料転換など、先進的な取組事例や技術を事業者間で共有することができる仕組みづくりを進めます。
③ 自動車のゼロカーボン化	走行時において温室効果ガス（CO ₂ ）の排出が少ない次世代自動車導入を推進するとともに、次世代自動車を活用するために必要なインフラ整備を促進します。
④ 再生可能エネルギーの利活用拡大	太陽光発電設備や蓄電池などの再生可能エネルギーを有効的に活用できる設備の導入を推進し、市内における再生可能エネルギーの循環が可能となる仕組みづくりを進めます。
⑤ 水素の利活用拡大	化石燃料の代替燃料として、使用時に温室効果ガス（CO ₂ ）を排出しない水素をはじめとするクリーンな燃料の利活用を推進します。
⑥ 事業者へのゼロカーボン化普及・啓発	脱炭素に向けて取組が進みづらい中小企業者を中心に、省エネセミナーの開催や脱炭素に関する相談窓口の構築を行うなど、事業者の脱炭素化に関する意識醸成を図ります。
⑦ 市民へのゼロカーボン化普及・啓発	小中学生を対象とした環境教育や広報誌・SNS などの情報発信を活用して、市民の省エネ行動推進や環境意識の向上を図ります。

第4章 計画の目標と施策展開（区域施策編・事務事業編）

「7つの施策」の展開にあたっては、各施策における脱炭素効果を相乗的に高めるため、互いの施策を連携させて実行することが重要となります。また、こうした取組を実行する上で、市（行政）だけでなく、事業者や市民の協力も必要なことから、脱炭素化に関する普及・啓発の取組も重要な施策であると考えます。



<事務事業編>

事務事業編における温室効果ガス（CO₂）排出量削減に向けて、区域施策編と同様に「省エネ・再エネ・新技術」を3つの柱とした取組を実施し、削減目標の達成を目指します。

【3つの柱と取組方針】

柱	取組方針
省エネ	◆新設公共施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化 ◆全公共施設のLED化 ◆施設の改修計画に合わせた高効率機器の導入・断熱改修・空調制御の最適化などによる運用改善
再エネ	◆再生可能エネルギー由来の電力への切り替え 温室効果ガス（CO₂）排出量が多い、みよし市民病院、市役所庁舎、学校給食センターおよび小中学校については、令和12(2030)年度までに優先的に再生可能エネルギー由来の電力を導入 優先度： ①敷地内での太陽光発電設備の導入（オンサイト供給） ②敷地外での太陽光発電設備の導入（オフサイト供給） ③外部調達（再エネ電力メニュー、再エネ電力証書） ◆施設の特性に応じた蓄電池の導入
新技術	◆ペロブスカイト太陽電池を活用した太陽光発電 ◆公用車の次世代自動車化 ◆水素や合成メタンなどの次世代熱エネルギーへの転換

第4章 計画の目標と施策展開（区域施策編・事務事業編）

<みよし市水素利活用ビジョン>

本市は、自動車関連産業を中心とした製造業・物流が盛んなまちであり、将来的な水素利活用の需要ポテンシャルが高いと考えられますが、現在、生成コストや運搬コストなどから販売価格が高く、また、インフラも十分に整備されていないといった課題が存在します。

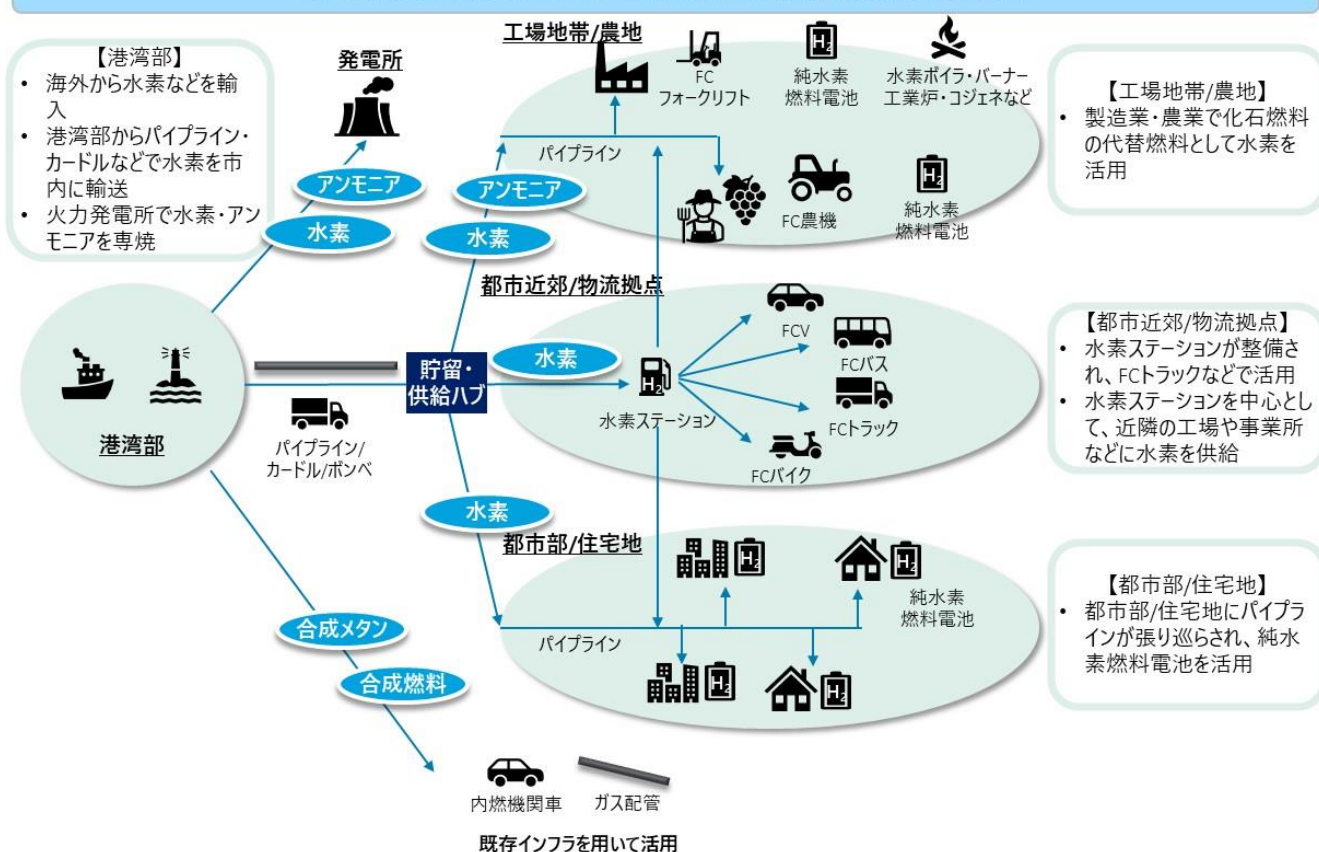
こうした課題を解決し、水素をはじめとするクリーンなエネルギーを安全・安心で快適に使用することができる社会を構築するため、みよし市水素利活用ビジョンを定めます。

◆ 本市における水素利活用に向けた取組・ビジョン

中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議において策定された中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョンを踏まえ、市民・事業者・市（行政）それぞれが主体となり、水素の社会実装に向けて段階的に水素の利活用を進めていきます。

このように、水素需要に対する段階に応じて取組を進めていき、市民や事業者が安全・安心で快適に水素を利活用することができる水素社会を実現していきます。

水素が広く普及し、ゼロカーボン化と産業の成長を同時に実現



第5章 気候変動の影響への適応

◆ 目的

本市においても、すでに気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。

そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存および将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、市民が安心して暮らすことのできるみよし市を実現することを目的とし、本計画を策定します。

なお、本計画は、気候変動適応法第12条の規定に基づく、本市の地域気候変動適応計画として、みよし市ゼロカーボンシティ推進計画と一体的に策定しました。



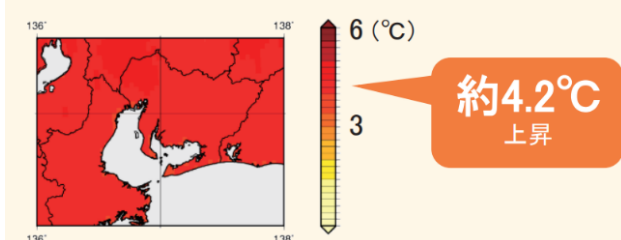
〔出典〕気候変動適応情報プラットフォーム

◆ 将来の本市の気候

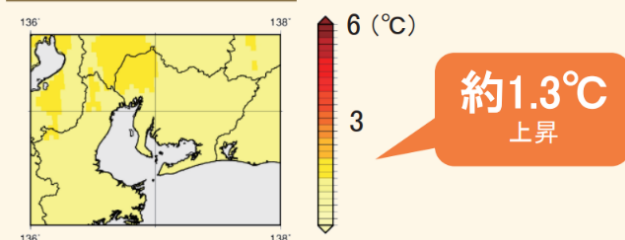
本市が属する愛知県では、厳しい温暖化対策をとらない場合（RCP8.5 シナリオ）、21 世紀末（2076 年～2095 年）には、現在（1980 年～1999 年）よりも年平均気温が約 4.2℃ 高くなると予測されています。

パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下であり得るシナリオ（RCP2.6 シナリオ）では、21 世紀末（2076 年～2095 年）には、現在（1980 年～1999 年）よりも年平均気温が約 1.3℃ 高くなると予測されています。

4℃上昇シナリオ



2℃上昇シナリオ



〔出典〕愛知県の気候変動「日本の気候変動 2020」（文部科学省・気象庁）

に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（名古屋地方気象台・東京管区気象台）

第5章 気候変動の影響への適応

◆ 本市が重点的に取り組む分野・項目

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、国が「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きいと評価されており、本市における影響が大きいなどの観点から、次の表のとおり、今後、重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稻
		果樹
自然災害	河川	洪水
		内水
健康	暑熱	熱中症等

◆ 適応策の推進に向けた各主体の役割

適応策の推進には、市、市民、事業者、県などがそれぞれの役割を担いながら、相互に密接に連携して取り組むことにより、相乗的な効果が期待されています。

ア 市の役割

地域の特性に応じた適応策を推進するとともに、市民、事業者などへの気候変動に関する情報を積極的に発信していきます。

イ 市民の役割

市民一人ひとりが、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深め、適切な行動をとることが重要であり、市や県が発信する情報を活用しつつ、自らの気候変動適応行動を実施するよう努めます。

ウ 事業者の役割

自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した適応策を推進するよう努めるとともに、国、県、市の適応策に協力することが期待されます。

エ 県の役割

国の気候変動適応計画を踏まえ、地域気候変動適応計画を策定し、地域の特性に応じた適応策を推進するとともに、愛知県気候変動適応センターを核とした、県民、事業者、市町村などへの気候変動に関する情報を積極的に発信することが期待されます。

◆ 庁内の体制

気候変動の影響は多岐にわたり、その影響に対する脆弱性についても様々であることから、本市の関係部署が連携し、総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。定期的に気候変動の影響による適応策に関する研修を行うとともに、各分野における現在の影響、将来予測について議論する場を設け、適応策の推進を図っていきます。

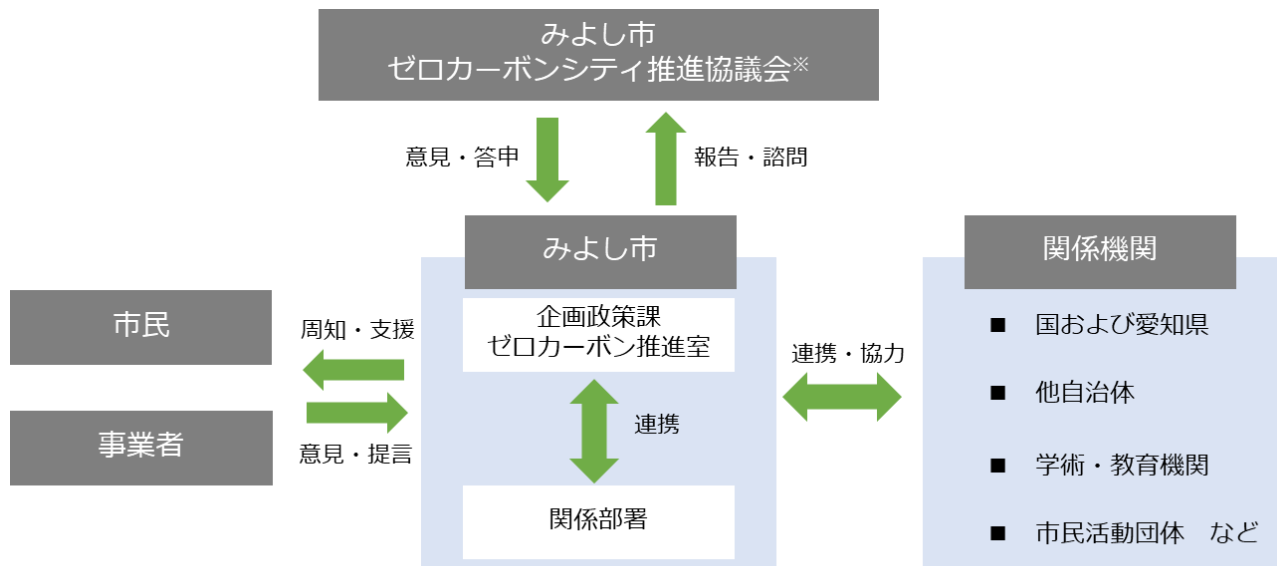


職員向け気候変動適応ワークショップの様子

第6章 計画の推進

◆ 推進主体および推進体制

ゼロカーボンシティ実現に向けて、本計画の施策・事業を市民、事業者および本市がそれぞれの役割と責任のもと相互に協力・協働しながら推進します。

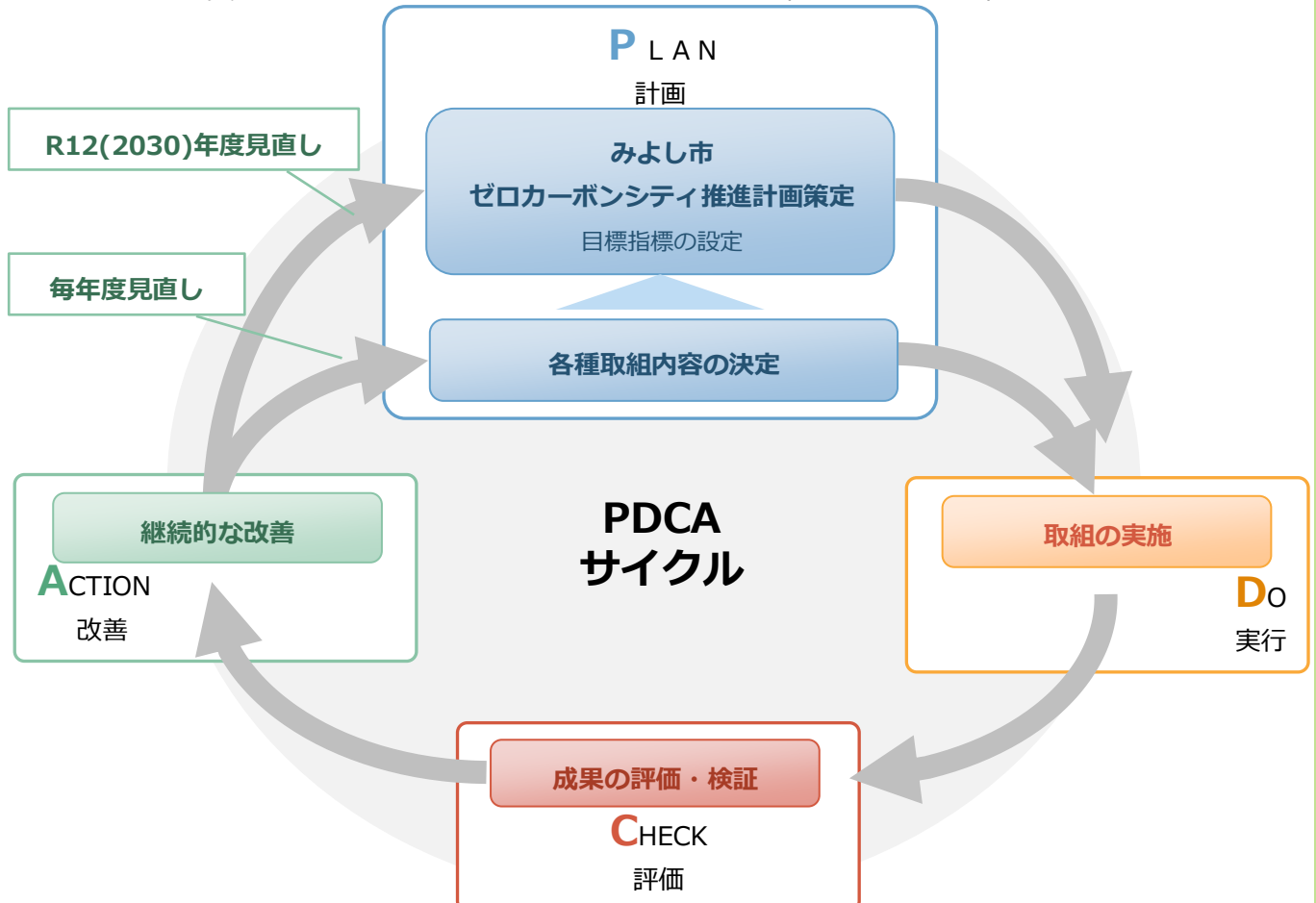


※地球温暖化対策の推進に関する法律第22条およびみよし市附属機関の設置に関する条例第2条に基づく附属機関

◆ 計画の推進管理

毎年度 PDCA サイクルによるスパイラルアップで本計画を確実に推進します。

また、毎年度ゼロカーボンシティ推進協議会へ温室効果ガス（CO₂）排出量や事業成果などの報告を行い、日々変わりゆく外部環境を注視しながら新たな事業検討や既存事業の改善を図ります。



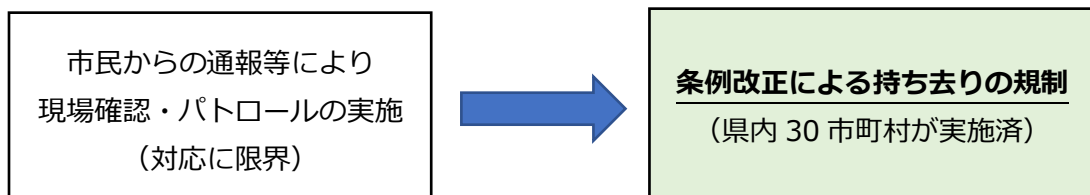
みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について (資源物等の持ち去り禁止)

市が分別収集する空き缶、空き瓶などの「資源ごみ」が集積所等から持ち去られる事案が散見されるようになり、住民の分別意識の低下を招くなど、本市のリサイクル行政に支障を来すおそれがあります。

不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上、一般廃棄物のリサイクルの促進等の観点等から、資源物等の持ち去りを禁止するため、みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を行います。

1 資源物等の持ち去りの問題

- (1) 資源物等が第三者に持ち去られる時の騒音や集積所の散乱に対する苦情の発生
- (2) 一般的には、ごみ集積所に排出されたごみは、廃棄する目的で排出されたとみなされ、所有者がいない「無主物」となり、金属等のように財物として価値がある場合も、持ち去る行為を直ちに法律に抵触しているとは言えませんが、一方で廃棄物処理業者に譲渡するまでは一時的に占有を離れているだけといった解釈もあり、所有者の法律の解釈について、明確になっていないのが現状。
- (3) 資源物等の持ち去り行為により、市民の分別意識に影響を及ぼす懸念があり、また、第三者が持ち去り行為のために地域に入り込んでくることに不安を感じるなど、地域の安全・安心を脅かす恐れがある。
- (4) 資源物等の価格が高騰する際には、持ち去りが横行する恐れがあるが、現行では対応方法に限界がある。



2 条例改正の目的

持ち去りを防止し、不適正な廃棄物処理を抑止することで、循環型社会の推進に寄与するとともに、集積所等における公衆衛生を保全し、市民の安全安心なごみ出し環境を確保する。

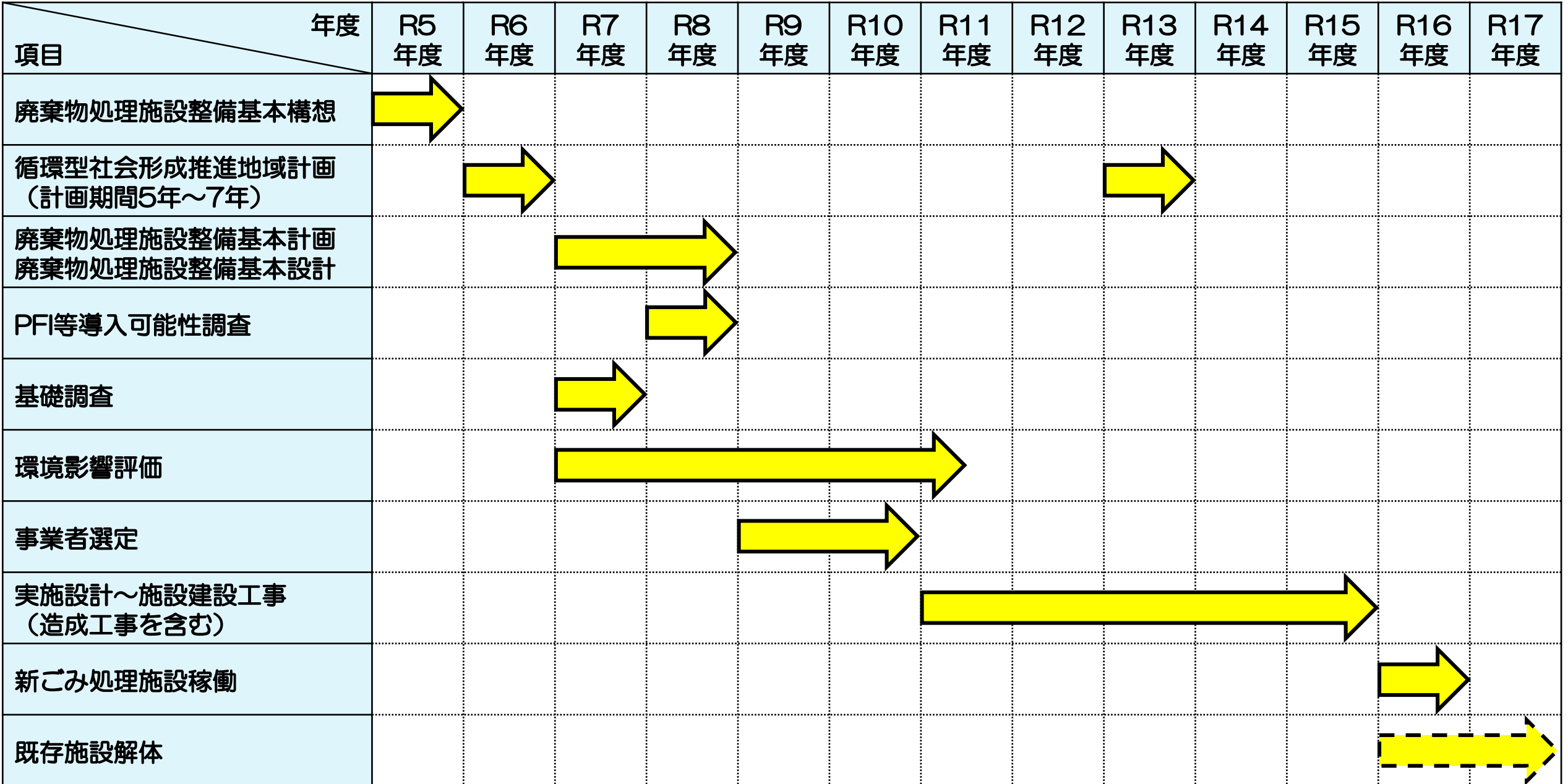
3 条例改正の主な内容

- (1) 資源物等の持ち去り禁止条項の追加
- (2) 持ち去りを禁止する命令条項の追加
- (3) 罰則規定の追加

4 条例改正の時期

令和 7 (2025) 年度中に条例改正を実施します。

6.施設整備スケジュール



※スケジュールは変更する場合があります。